

株主の皆さまへ

京都府京田辺市薪北町田13番地

株式会社 ニチダイ

代表取締役社長 古屋元伸

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月26日（月曜日）午前10時
2. 場 所 京都府京田辺市田辺中央4丁目3番地3
京田辺市商工会C I Kビル4階 キララホール
（末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第39期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第39期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）貸借対照表および損益計算書報告の件
決議事項
第1号議案 第39期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」30頁から39頁に記載のとおりであります。
第3号議案 取締役7名選任の件

以 上

◎当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

営業報告書

(平成17年4月1日から)
(平成18年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

当連結会計年度における国内自動車メーカーは、北米における米系自動車メーカーの苦境を尻目に、北米、アジアでの海外現地生産をさらに増強しており、当社の主要顧客である日系自動車部品メーカーもこれに追随し、活況を呈しております。

このような状況のなか、当社グループの金型事業におきましては、日系自動車部品メーカーの世界戦略地域に位置づけられるアジア市場での営業を強化いたしました。また、北米においてNICHIDAI AMERICA CORPORATIONは、日系自動車部品メーカーへの営業強化と、グローバル生産体制の推進により下半期の黒字化を達成いたしました。

部品事業におきましては、V Gターボチャージャー部品の急激な増産に対応いたしました。また、実用化段階における改良、設計変更などによる問題も発生いたしました。

また、フィルタ事業におきましては、デジタル家電用生産設備の増強に伴う需要や、原油価格高騰による石油掘削用のフィルタの需要が好調に推移いたしました。

このような結果、当連結会計年度の連結売上高は107億9千5百万円（前連結会計年度比21.4%増）と、初めて100億円を突破いたしました。部品事業におけるV Gターボチャージャー部品の設計変更等に伴う部品の廃却処分があったことから、連結営業利益は8億8千5百万円（前連結会計年度比0.7%減）、連結経常利益は8億2百万円（前連結会計年度比3.6%減）となりました。また、連結当期純利益は減損会計に伴う減損損失7千万円があったものの、法人税、住民税及び事業税の減少から3億6千9百万円（前連結会計年度比3.8%増）となりました。

当社グループにおける事業別の概況は次のとおりです。

【金型事業】

北米におけるフォード、GM関係の米系自動車部品メーカーへの売上と、欧州向けの金型販売が伸び悩みましたが、関東、中部、関西、九州地区の国内と、アジアではほぼ計画どおりの売上高を達成することができたことから、売上高は62億3千5百万円（前連結会計年度比3.1%増）となりました。収益面におきましては、鋼材の大幅な値上げはあったもののNICHIDAI AMERICA CORPORATIONの下半期の黒字化による赤字幅の減少等により、営業利益は6億8千2百万円（前連結会計年度比4.0%増）となりました。

【部品事業】

小型車用スクロールコンプレッサー部品が好調であったことと、本格的に量産を開始したディーゼルエンジン用VGターボチャージャー部品について採用車種の増加等もあり、売上高は36億4千5百万円（前連結会計年度比81.5%増）となったものの、急激な量産立ち上げにより実用化段階において、2種類あったVGターボチャージャー部品の製造方法の内、1種類において改良および一部設計変更すべき事象が発生したことと、もう1種類においても規格の見直し等があったことから、ターボチャージャーメーカーと共に対策品の対応におわれ改良を加えたことにより、旧の規格部品や設計変更前の部品が全く使用出来なくなり、部品を廃却処分する必要が発生したことにより、営業利益は7千8百万円（前連結会計年度比42.9%減）と計画を大幅に下回る結果となりました。

【フィルタ事業】

医薬品関係を主とした欧州向けのフィルタと、石油掘削用のフィルタが好調であったことに加え、プラズマテレビ・液晶テレビ用フィルムの生産設備向けフィルタの販売が増加したことから、売上高は9億1千4百万円（前連結会計年度比9.5%増）となり、営業利益は1億2千4百万円（前連結会計年度比27.5%増）となりました。

(2) 企業集団の対処すべき課題

金型事業におきましては、海外進出が進む自動車部品メーカーの現地調達が進むとともに、現調化に伴うコストダウン政策による大幅な値下げ要請や、金型寿命対策依頼が出始めており、今後も増産が見込まれる現地生産部品用金型の受注数量の増加と、価格または金型寿命の対策による実質コストダウンとの関係を考慮したアジア戦略が必要となっておりまして。また、V Gターボチャージャー部品の量産が見込まれる部品事業におきましては、増加する調達部品の最適管理と生産性の向上に取り組み、確実な収益体制を確立してまいります。

フィルタ事業におきましては、自動車関連への取り組みと、増産が見込まれる高機能フィルムの生産設備向けフィルタ、石油掘削用フィルタの受注獲得に向けた営業の強化を進めてまいります。

また、前年下半期の黒字を実現したNICHIDAI AMERICA CORPORATIONの通期での黒字と、ミシガンからオハイオに営業所を移設し、北米における日系自動車部品メーカーからの受注の拡大を行ってまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 企業集団の設備投資および資金調達の状況

① 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は6億8千万円であり、その主なものは、量産体制に入ったディーゼルエンジン用V Gターボチャージャー部品の製造ライン設備であります。

② 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資等の所要資金は、借入金および自己資金により充当いたしました。

(4) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 36 期 (平成14年度)	第 37 期 (平成15年度)	第38期 (平成16年度)	第39期(当期) (平成17年度)
受 注 高(百万円)	8,309	8,181	9,534	11,868
売 上 高(百万円)	8,004	8,494	8,894	10,795
経 常 利 益(百万円)	892	554	832	802
当 期 純 利 益(百万円)	398	113	355	369
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	49円80銭	14円18銭	44円11銭	45円56銭
総 資 産(百万円)	10,603	9,942	10,742	11,277
純 資 産(百万円)	4,318	4,296	4,575	4,904
1 株 当 たり 純 資 産	551円28銭	549円22銭	578円20銭	612円66銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により計算しております。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 36 期 (平成14年度)	第 37 期 (平成15年度)	第38期 (平成16年度)	第39期(当期) (平成17年度)
受 注 高(百万円)	8,238	8,014	8,430	10,853
売 上 高(百万円)	7,942	8,303	7,857	9,758
経 常 利 益(百万円)	1,039	845	953	803
当 期 純 利 益(百万円)	545	404	518	417
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	68円60銭	51円38銭	64円93銭	51円58銭
総 資 産(百万円)	10,345	9,980	10,622	11,504
純 資 産(百万円)	4,515	4,797	5,244	5,603
1 株 当 たり 純 資 産	576円40銭	613円26銭	662円94銭	700円09銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により計算しております。

2. 平成16年4月1日付で、フィルタ事業はニチダイフィルタ株式会社として分社したため、平成16年度以降の当社売上高にはフィルタ事業の売上高は含まれておりません。

2. 企業集団および会社の概況（平成18年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

精密金型の開発・製造・販売

精密鍛造品およびその関連する成形品の開発・製造・販売

各種ろ過装置および金属ろ過材料の開発・製造・販売

(2) 企業集団の主要な営業所および工場等

《当社》

本 社：京都府京田辺市薪北町田13番地

営業所等：熊谷営業所（埼玉県熊谷市）

浜松営業所（静岡県浜松市）

名古屋営業所（名古屋市千種区）

京都営業所（京都府綴喜郡宇治田原町）

岡山営業所（岡山県岡山市）

富山出張所（富山県富山市）

熊本出張所（熊本県熊本市）

上海事務所（中国・上海市）

工 場：宇治田原工場（京都府綴喜郡宇治田原町）

《ニチダイフィルタ株式会社》

本 社：京都府綴喜郡宇治田原町禪定寺塩谷14番地

工 場：宇治田原工場（京都府綴喜郡宇治田原町）

《NICHIDAI AMERICA CORPORATION》

本 社：1030 Fortune Drive Richmond, KY 40475 USA

工 場：ケンタッキー工場（米国・ケンタッキー州）

(3) 株式の状況

① 会社が発行する株式の総数 15,500,000株

② 発行済株式の総数 7,998,800株

旧商法第280条ノ19に規定する新株予約権の行使により102,000株増加しております。

③ 1単元の株式数 100株

④ 当期末株主数 1,375名

⑤ 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率	持 株 数	出 資 比 率
有限会社 ジャスト	885,600株	11.07%	－株	－%
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	651,000	8.14	－	－
田 中 善 昭	572,092	7.15	－	－
クレディットバンクエスエイルセンブル ジョワーズシリウスファンド ジャパンオパチュニティズサブファンド	500,000	6.25	－	－
エイチエスピーシーバンク ビーエルシーアカウントアトランティス ジャパングロースファンド	475,000	5.94	－	－
ニチダイ従業員持株会	312,244	3.90	－	－
田 中 克 尚	307,036	3.84	－	－
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	261,100	3.26	－	－
株式会社三菱東京UFJ銀行	217,600	2.72	－	－
大阪中小企業投資育成株式会社	174,000	2.17	－	－

(注) 1. RSI Asset Management S. A. から、平成16年9月24日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により同日現在で483千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当期末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

2. アトランティス・インベストメント・リサーチ・コーポレーション株式会社から、平成17年2月8日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により同日現在で728千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当期末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 当社は株式会社三菱東京UFJ銀行の株式は保有しておりませんが、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの株式を12株保有しております。

(4) 自己株式の取得、処分等および保有の状況

- ① 取得株式
該当事項はありません。
- ② 処分株式
該当事項はありません。
- ③ 失効手続きをした株式
該当事項はありません。
- ④ 決算期における保有株式
普通株式 1,492株

(5) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

発行決議の日	平成16年6月24日
新株予約権の数	1,725個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	172,500株
新株予約権の発行価額	無償

(6) 企業集団および当社の従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
342名	16名増

(注) 上記の従業員数には、パートタイマー（期中平均26名）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
284名	15名増	33.5歳	11.4年

(注) 上記の従業員数には、パートタイマー（期中平均22名）は含んでおりません。

(7) 企業結合の状況

① 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
NICHIDAI AMERICA CORPORATION	1,000万米ドル	100%	精密金型の製造・販売
ニチダイフィルタ株式会社	3,000万円	100%	各種ろ過装置および金属ろ過材料の開発・製造・販売

② 企業結合の経過

NICHIDAI AMERICA CORPORATIONの増強を図る目的で追加出資を行いました。

③ 企業結合の成果

当社の連結子法人等は、上記の2社であり、持分法適用会社はありません。

当連結会計年度の連結売上高107億9千5百万円（前連結会計年度比21.4%増）となりました。また、連結経常利益は8億2百万円（前連結会計年度比3.6%減）、連結当期純利益は3億6千9百万円（前連結会計年度比3.8%増）となりました。

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高	借入先が所有する当社株式の状況	
		持株数	出資比率
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,229,609千円	217,600株	2.72%
株式会社京都銀行	650,400	117,600	1.47
株式会社みずほ銀行	635,868	96,000	1.20
日本生命保険相互会社	65,800	86,400	1.08

(9) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役社長	古 屋 元 伸	
専 務 取 締 役	西 村 謙	事業統括兼 NICHIDAI AMERICA CORPORATION社長
常 務 取 締 役	藤 本 光 洋	管理統括
取 締 役	瀬 川 秀 実	総務ゼネラルマネージャー
取 締 役	島 崎 定	部品事業ゼネラルマネージャー
取 締 役	畑 中 恵 二	金型営業ゼネラルマネージャー
監 査 役 (常勤)	萩 野 雅 章	
監 査 役	小 原 正 敏	弁護士
監 査 役	堤 昌 彦	公認会計士

(注) 1. 監査役小原正敏氏および堤 昌彦氏は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

2. 当期中における取締役および監査役の異動は下記のとおりです。

就任 平成17年6月23日付	取締役	畑中 恵二氏
就任 平成17年6月23日付	監査役 (常勤)	萩野 雅章氏
退任 平成17年6月23日付	取締役	萩野 雅章氏
退任 平成17年6月23日付	監査役 (常勤)	井出 昌文氏

(10) 会計監査人に対する報酬等の額

	支 払 額
① 当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	19,800千円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として当社および当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	19,800千円
③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	19,800千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、旧商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。

- 3. 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実**
該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,103,016	流 動 負 債	3,452,366
現金及び預金	835,677	買掛金	654,639
受取手形及び売掛金	2,989,495	短期借入金	2,124,748
たな卸資産	1,218,882	一年内償還予定社債	20,000
繰延税金資産	79,825	未払法人税等	166,400
その他	18,370	賞与引当金	116,470
貸倒引当金	△39,233	その他	370,107
固 定 資 産	6,174,339	固 定 負 債	2,920,376
有 形 固 定 資 産	5,745,130	社 債	2,050,000
建物及び構築物	1,998,877	長期借入金	820,425
機械装置及び運搬具	1,900,075	退職給付引当金	49,951
工具器具備品	171,362		
土地	1,663,105	負 債 合 計	6,372,742
建設仮勘定	11,709		
無 形 固 定 資 産	57,791	資 本 の 部	
電話加入権	4,091	資 本 金	860,190
ソフトウェア	33,093	資 本 剰 余 金	624,010
水道施設利用権	20,606	利 益 剰 余 金	3,429,997
投資その他の資産	371,418	株 式 等 評 価 差 額 金	23,190
投資有価証券	181,866	為 替 換 算 調 整 勘 定	△31,809
従業員長期貸付金	6,030	自 己 株 式	△964
繰延税金資産	53,635		
その他	129,977	資 本 合 計	4,904,613
貸倒引当金	△91		
資 産 合 計	11,277,356	負 債 ・ 資 本 合 計	11,277,356

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
経 常 損 益 の 部	営業損益の部		
	営業収益		10,795,260
	売上高	10,795,260	
	営業費用		9,909,766
	売上原価	8,297,133	
	販売費及び一般管理費	1,612,633	
	営業利益		885,494
	営業外損益の部		
	営業外収益		29,845
	受取利息及び配当金	8,821	
その他	21,024		
営業外費用		112,716	
支払利息	102,129		
その他	10,587		
経常利益		802,623	
特 別 損 益 の 部	特別利益		16,601
	投資有価証券売却益	12,998	
	固定資産売却益	3,602	
	特別損失		82,057
	固定資産除売却損	11,664	
	減損損失	70,064	
投資有価証券売却損	327		
税金等調整前当期純利益		737,167	
法人税、住民税及び事業税		384,000	
法人税等調整額		△15,837	
当期純利益		369,004	

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項 : 連結子法人等の数 2社
連結子法人等の名称
NICHIDAI AMERICA CORPORATION
ニチダイフィルタ株式会社
2. 持分法の適用に関する事項 : 該当事項はありません。
3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項 : 在外連結子法人等1社の決算日は12月31日であり、連結計算書類を作成するにあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
国内連結子法人等1社の決算日は3月31日であります。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法 : 有価証券
その他有価証券
時価のあるもの
連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

: たな卸資産

製品・仕掛品

金型

個別法による原価法

なお、在外連結子法人等は個別法による低
価法

精密鍛造品・アッセンブリ品

移動平均法による原価法

フィルタ

個別法による原価法

ただし、焼結原板については移動平均法に
よる原価法

原材料

移動平均法による原価法

貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却：有形固定資産
の方法

当社および国内連結子法人等は定率法（ただし、
平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設
備を除く）は定額法）を、また在外連結子法人
等は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を
採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7年～50年

機械装置及び運搬具 4年～12年

: 無形固定資産および長期前払費用

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社
内における利用可能期間（5年）に基づいてお
ります。

- (3) 重要な引当金の計上基準 : 貸倒引当金
売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- : 賞与引当金
従業員に対する賞与の支給に充てるため、実際支給見込額を計上しております。
- : 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。
- (4) 重要な外貨建の資産または負債 : 外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子法人等の資産および負債は同社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は同社期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- (5) 重要なリース取引の処理方法 : リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

- (6) 重要なヘッジ会計の方法 : ①ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たす場合は特例処理を行っております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象…借入金、外貨建予定取引
- ③ヘッジ方針
金利および為替リスクの低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
- ④ヘッジ有効性評価の方法
事前評価および事後評価は、比率分析等の方法によっております。
なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため有効性の判定を省略しております。
- (7) その他連結計算書類の作成のため：消費税等の会計処理
めの重要な事項 当社および国内連結子法人等は、税抜方式を採用しております。

5. 連結子法人等の資産および負債の：全面時価評価法を採用しております。
評価に関する事項

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）が、平成17年4月1日より開始する営業年度より適用することとなったことに伴い、当営業年度より同会計基準および同適用指針を適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は70,064千円減少しております。

なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

連結貸借対照表関係注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	7,037,895千円
2. 担保提供資産	
建物	1,523,759千円
土地	1,516,709千円
3. 担保提供資産に対応する債務	
長期借入金（一年以内返済予定額を含む）	1,240,465千円
社債	2,000,000千円
4. 保証債務	7,730千円
5. 手形債権流動化に伴う買戻義務限度額	114,317千円

連結損益計算書関係注記

1. 減損損失	
本社工場（遊休資産）	
建物及び構築物	66,954千円
機械装置及び運搬具	2,592千円
工具器具備品	518千円
2. 1株当たり当期純利益	45円56銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月8日

株式会社ニチダイ

取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 清水正裕 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松尾雅芳 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社ニチダイの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第39期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 連結計算書類は、法令及び定款に従い株式会社ニチダイ及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。
- (2) 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用しているが、この変更は、同会計基準及び同適用指針が当営業年度より適用されることになったことに伴うものであり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第39期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議した結果、全員一致の意見により次のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会において定めた監査計画等に基づき、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月12日

株式会社ニチダイ 監査役会

監査役(常勤) 萩野雅章 ⑩

監査役 小原正敏 ⑩

監査役 堤昌彦 ⑩

(注) 監査役 小原正敏及び監査役 堤昌彦は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,496,466	流動負債	2,990,365
現金及び預金	711,997	買掛金	653,142
受取手形	534,388	短期借入金	1,769,252
売掛金	2,068,195	一年内償還予定社債	20,000
製品	237,669	未払金	236,358
原材料	125,674	未払法人税等	143,496
仕掛品	720,686	未払消費税等	16,882
貯蔵品	24,733	未払費用	17,349
前払費用	6,277	賞与引当金	106,000
繰延税金資産	72,013	その他の	27,883
その他	30,031	固定負債	2,910,674
貸倒引当金	△35,202	社債	2,050,000
固定資産	7,008,445	長期借入金	812,425
有形固定資産	5,206,175	退職給付引当金	48,249
建物	1,477,468	負債合計	5,901,039
構築物	311,982	資本の部	
機械装置	1,614,273	資本金	860,190
車両運搬具	28,622	資本剰余金	624,010
工具器具備	137,110	資本準備金	624,010
土地	1,634,640	利益剰余金	4,097,446
建設仮勘定	2,076	利益準備金	55,000
無形固定資産	57,791	任意積立金	3,450,000
電話加入権	4,091	別途積立金	3,450,000
ソフトウェア	33,093	当期末処分利益	592,446
水道施設利用権	20,606	株式等評価差額金	23,190
投資その他の資産	1,744,478	自己株式	△964
投資有価証券	181,866	資本合計	5,603,871
子会社株式	1,258,628	負債・資本合計	11,504,911
長期貸付金	123,500		
長期前払費用	676		
繰延税金資産	52,819		
保険積立金	58,188		
その他	68,892		
貸倒引当金	△91		
資産合計	11,504,911		

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
経 常 損 益 の 部	営業損益の部		
	営業収益		9,758,788
	売上高	9,758,788	
	営業費用		8,893,966
	売上原価	7,555,798	
	販売費及び一般管理費	1,338,168	
	営業利益		864,822
	営業外損益の部		
	営業外収益		39,098
	受取利息及び配当金	18,426	
その他	20,672		
営業外費用		100,458	
支払利息	89,870		
その他	10,587		
経常利益		803,463	
特 別 損 益 の 部	特別利益		12,998
	投資有価証券売却益	12,998	
	特別損失		81,686
	固定資産除売却損	11,294	
	減損損失	70,064	
投資有価証券売却損	327		
税引前当期純利益			734,775
法人税、住民税及び事業税			337,000
法人税等調整額			△19,380
当期純利益			417,155
前期繰越利益			175,291
当期末処分利益			592,446

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法

- (1) 子会社株式 : 移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) その他有価証券 時価のあるもの : 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- 時価のないもの : 移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

- (1) 製品および仕掛品 金型 : 個別法による原価法
精密鍛造品 : 移動平均法による原価法
アセンブリ品
- (2) 原材料 : 移動平均法による原価法
- (3) 貯蔵品 : 最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産 : 定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|------|---------|
| 建物 | 31年～50年 |
| 機械装置 | 10年～12年 |
- (2) 無形固定資産および長期前払費用 : 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 : 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金 : 従業員に対する賞与の支給に充てるため、
実際支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当期末に
おける退職給付債務および年金資産の見込
額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員
の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10
年）による定額法により按分した額をそれ
ぞれ発生の翌期から費用処理しております。
5. 重要な外貨建の資産または負債の本邦
通貨への換算の基準 : 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替
相場により円貨に換算し、換算差額は損益
として処理しております。
6. リース取引の処理方法 : リース物件の所有権が借主に移転すると認め
られるもの以外のファイナンス・リース
取引については、通常の賃貸借取引に係る
方法に準じた会計処理によっております。
7. ヘッジ会計の処理
- (1) ヘッジ会計の方法 : 繰延ヘッジ処理によっております。
なお、金利スワップについては、特例処理
の要件を満たす場合は特例処理を行って
おります。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 : ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象…借入金、外貨建予定取引
- (3) ヘッジ方針 : 金利および為替リスクの低減のため、対象
債務の範囲内でヘッジを行っております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法 : 事前評価および事後評価は、比率分析等の
方法によっております。
なお、金利スワップについては、特例処理
の要件を満たしているため有効性の判定を
省略しております。
8. 消費税等の会計処理 : 税抜方式を採用しております。

会計方針の変更

(固定資産の減損に係る会計基準)

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）が、平成17年4月1日より開始する営業年度より適用することとなったことに伴い、当営業年度より同会計基準および同適用指針を適用しております。これにより税引前当期純利益は70,064千円減少しております。

なお、減損損失累計額については、当該各資産の金額から直接控除しております。

貸借対照表関係注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額		6,604,434千円
2. 貸借対照表に計上した固定資産の他、リース契約により使用している重要な固定資産には下記のものがあります。		
機械装置	1,250トン プレス	
工具器具備品	CADシステム	
3. 担保提供資産		
建物		1,314,333千円
土地		1,488,244千円
4. 担保提供資産に対応する債務		
長期借入金（一年以内返済予定額を含む）		1,201,109千円
社債		2,000,000千円
5. 保証債務		603,607千円
6. 手形債権流動化に伴う買戻義務限度額		114,317千円
7. 子会社に対する債権債務		
短期金銭債権		50,478千円
短期金銭債務		34,407千円
長期金銭債権		117,470千円
8. 商法施行規則第124条第3号の規定による純資産増加額		23,190千円

損益計算書関係注記

1. 子会社との取引高	
営業取引（売上高）	169,462千円
（仕入高）	205,496千円
（その他）	60,000千円
営業外取引（受取利息）	10,116千円
2. 減損損失	
本社工場（遊休資産）	
建物	65,945千円
構築物	1,009千円
機械装置	2,592千円
工具器具備品	518千円
3. 1株当たり当期純利益	51円58銭

利益処分案

(単位：円)

当期未処分利益	592,446,368
これを次のとおり処分いたします。	
利益配当金	119,959,620
(1株につき15円)	
取締役賞与金	4,450,000
監査役賞与金	550,000
別途積立金	280,000,000
次期繰越利益	187,486,748

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年5月8日

株式会社ニチダイ
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 清水正裕 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松尾雅芳 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社ニチダイの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第39期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用しているが、この変更は、同会計基準及び同適用指針が当営業年度より適用されることになったことに伴うものであり、相当と認める。
- (3) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (5) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、旧商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第39期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社または株主との通例的でない取引ならびに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月12日

株 式 会 社 ニ チ ダ イ 監 査 役 会

監査役(常勤) 萩 野 雅 章 ⑩

監 査 役 小 原 正 敏 ⑩

監 査 役 堤 昌 彦 ⑩

(注) 監査役 小原正敏及び監査役 堤 昌彦は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

79,942個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第39期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類27頁記載のとおりであります。

当期の利益配当金につきましては、当期の業績および将来の事業発展と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の維持等を勘案し、1株につき15円とさせていただきますと存じます。

また、役員賞与金につきましては、当期の業績等を考慮し、500万円（うち監査役賞与金55万円）といたしたいと存じます。なお、当期末現在の取締役は6名、監査役は3名であります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 事業の多角化をはかるため、目的事項を追加するものであります。

(変更案第2条)

(2) 株主の皆さまの利便性の向上と公告掲載費用の節減をはかるため電子公告制度を採用することとし、あわせて不測の事態により電子公告ができない場合の予備的公告方法を定めるものであります。

(変更案第5条)

(3) 機動的な資本政策を遂行できるように、自己株式の取得の規定を新設するものであります。(変更案第8条)

(4) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下、「整備法」という。)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」にもとづき所要の変更を行うものであります。

①インターネットの普及を考慮して、会社法施行規則ならびに会社計算規則にもとづき、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆さまにご提供したものとみなすことが認められることに伴い、変更案第15条を新設するものであります。

- ②取締役会を機動的に運営するため、書面または電磁的記録により決議を行うことができるように、変更案第23条を新設するものであります。
 - ③当社が設置する機関を定めるため、変更案第4条を新設するものであります。
 - ④当社が株券を発行する旨を定めるため、変更案第7条を新設するものであります。
 - ⑤定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
 - ⑥旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更するものであります。
- (5) 上記のほか、条文新設に伴う条数の繰り下げを行うとともに、一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 精密金型の開発・製造・販売	1. (現行どおり)
2. 精密金型の生産に関連する設備および治工具の開発・製造・販売	2. (現行どおり)
3. 精密鍛造品およびその関連する成形品の開発・製造・販売	3. (現行どおり)
4. 精密鍛造品およびその関連する成形品の生産設備および治工具の開発・製造・販売	4. (現行どおり)
5. 各種ろ過装置および金属ろ過材料の開発・製造・販売	5. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p><u>6.</u> 工作機械およびその関連するシステムの販売</p> <p>(新設)</p> <p><u>7.</u> 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を京都府京田辺市に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、15,500,000株とする。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>6.</u> 各種の焼結金属の開発・製造・販売</p> <p><u>7.</u> 工作機械およびその関連するシステムの販売</p> <p><u>8.</u> 精密部品の組立および開発・製造・販売</p> <p><u>9.</u> 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>1. 取締役会</u></p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、15,500,000株とする。</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(1 単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第6条 当社の1単元の株式数は、100株とする。</p> <p>② 当社は1単元の株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。</p> <p><u>(名義書換代理人)</u></p> <p>第7条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、質権の登録、信託財産の表示、株券喪失登録、単元未満株式の買取および株券の交付等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② 当社は第7条の規定に係わらず、<u>単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、質権の登録、信託財産の表示、株券喪失登録、単元未満株式の買取および株券の交付等株式に関する取扱いならびに手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(基準日)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第9条 当会社は、<u>毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記載された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもってその決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>② <u>前項その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要がある場合は取締役会の決議によりあらかじめ公告をして、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	
<p>第3章 株主総会 (招集の時期)</p>	<p>第3章 株主総会 (招集の時期)</p>
<p>第10条 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期日の翌日から3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p>	<p>第12条 当会社の定時株主総会は、<u>毎事業年度の末日の翌日から3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>定時株主総会の基準日</u>)</p>
	<p>第13条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第11条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が<u>これに代わる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合の<u>ほか</u>、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が<u>株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役、監査役および取締役会、監査役会</p> <p>(取締役および監査役の員数)</p> <p>第14条 当会社の取締役は3名以上、監査役は3名以上とする。</p> <p>(取締役および監査役の選任)</p> <p>第15条 当会社の取締役および監査役は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>② 当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役および監査役の任期)</p> <p>第16条 取締役の任期は、<u>就任後1年内</u>の、監査役の任期は、<u>就任後4年内のそれぞれ最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を<u>証明</u>する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役、監査役および取締役会、監査役会</p> <p>(取締役および監査役の員数)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役および監査役の選任方法)</p> <p>第19条 当会社の取締役および監査役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(取締役および監査役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内</u>の、監査役の任期は、<u>選任後4年以内のそれぞれ終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>補欠または増員で選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>③ 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第17条 <u>当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</u></p> <p>② <u>当会社は、取締役会の決議により取締役の中から、取締役会長、取締役社長を各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>③ 取締役会の招集通知は、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>② 取締役会の決議により取締役の中から、取締役会長、取締役社長を各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第19条 取締役会に関する事項については、法令および定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第20条 監査役はその互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第21条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第22条 監査役会に関する事項については、法令および定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</p> <p>第5章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第23条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とし、営業年度の末日を決算期日とする。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第25条 監査役会はその決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>第5章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第28条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金)</p> <p>第24条 当社の利益配当金は、<u>毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者</u>に対して支払うものとする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第25条 当社の取締役会の決議により、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者</u>に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配</u>（以下、<u>中間配当金</u>という。）を行うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第26条 利益配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>② 前項の未払配当金については、利息をつけない。</p>	<p>(期末配当の基準日)</p> <p>第29条 当社は、<u>毎年3月31日を基準日</u>として、<u>定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者</u>に対し、<u>期末配当金</u>として<u>剰余金の配当</u>を行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第30条 当社は、<u>毎年9月30日を基準日</u>として、<u>取締役会の決議をもって</u> <u>中間配当金</u>として<u>剰余金の配当</u>を行うことができる。</p> <p>(期末配当等の除斥期間)</p> <p>第31条 期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>② 未払の<u>期末配当金</u>および<u>中間配当金</u>には、利息をつけない。</p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化をはかるため1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社株式数
1	古屋元伸 (昭和30年9月21日生)	平成10年3月 当社入社 平成10年4月 当社総務部長 平成11年4月 当社営業統括 平成11年6月 当社取締役 平成12年4月 当社営業本部長兼営業企画室長 平成13年6月 当社代表取締役副社長 平成14年4月 当社代表取締役社長(現任)	39,900株
2	西村 謙 (昭和25年3月3日生)	昭和43年3月 当社入社 平成5年6月 当社取締役 平成8年6月 当社常務取締役 平成11年6月 当社専務取締役(現任) 平成12年4月 当社技術開発本部長 平成13年4月 当社事業統括兼ネットシェイプ事業部長 平成14年4月 当社事業統括兼技術開発ゼネラルマネージャー 平成16年4月 当社事業統括兼金型生産ゼネラルマネージャー 平成16年7月 当社事業統括 平成17年8月 当社事業統括兼 NICHIDAI AMERICA CORPORATION社長 平成18年4月 NICHIDAI AMERICA CORPORATION社長(現任)	65,952株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社株式数
3	藤本光洋 (昭和25年1月7日生)	平成3年3月 当社入社 平成8年4月 当社経理部長 平成9年6月 当社取締役 平成13年4月 当社総務部長 平成14年4月 当社常務取締役(現任) 平成14年4月 当社管理統括ゼネラルマネージャー 平成16年7月 当社管理統括	12,900株
4	瀬川秀実 (昭和29年1月19日生)	昭和47年3月 当社入社 平成8年4月 当社営業部長 平成14年4月 当社金型営業ゼネラルマネージャー 平成14年6月 当社取締役(現任) 平成15年6月 NICHIDAI AMERICA CORPORATION社長 平成17年8月 当社総務ゼネラルマネージャー 平成18年4月 当社管理統括(現任)	22,300株
5	島崎定 (昭和25年10月27日生)	昭和63年4月 当社入社 平成10年4月 当社精鍛部長 平成12年4月 当社システム開発部長 平成13年4月 当社アッセンブリ部長 平成14年4月 当社部品事業ゼネラルマネージャー 平成14年6月 当社取締役(現任) 平成18年4月 当社部品事業統括(現任)	17,700株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 当社株式数
6	畑 中 恵 二 (昭和26年1月6日生)	昭和51年6月 当社入社 平成8年4月 当社営業部熊谷営業所長 平成13年4月 当社営業部関東支店長 平成15年6月 当社金型営業ゼネラルマネージャー兼関東支店長 平成17年4月 当社金型営業ゼネラルマネージャー 平成17年6月 当社取締役(現任) 平成18年4月 当社金型事業統括(現任)	7,500株
7	※ 平 岩 益 夫 (昭和23年5月30日生)	平成15年4月 当社入社 平成15年4月 当社管理統括付 平成16年4月 ニチダイフィルタ株式会社 取締役副社長 平成17年5月 ニチダイフィルタ株式会社 代表取締役社長(現任)	6,000株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※は、新任の取締役候補者であります。

以 上